

1. 件名：日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所プルトニウム燃料第一開発室の使用前確認申請に係る面談

2. 日時：令和4年6月8日（水） 13時30分～14時10分

3. 場所：原子力規制庁2階会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

早川上席原子力専門検査官、宮本原子力規制制度研究官、

関主任原子力専門検査官、清水原子力専門検査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

核燃料サイクル工学研究所 プルトニウム燃料技術開発センター

技術部 品質保証課 課長他4名

安全・核セキュリティ統括本部

安全管理部 施設保安管理課 担当者他1名

5. 要旨

○日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、令和2年10月15日付け原規規発第2010158号をもって変更許可したプルトニウム燃料第一開発室（使用施設等）（以下「Pu-1」という。）の使用設備の一部撤去解体に係る使用前確認申請の要否について、資料に基づき説明があった。

○原子力規制庁から以下の事項を伝えた。

- ・解体・撤去工事に係る使用前検査の実施及び使用前確認の受検に係る基本的な考え方は、令和4年2月8日に実施した「日本原子力研究開発機構使用施設等の解体・撤去に係る使用前検査・使用前確認の要否に関する面談」にて示したとおりである。
- ・解体撤去するとして変更許可したグローブボックス No. 98 の内装設備のうちガスクロマトグラフについて、使用不可の状態に処置した上で使用設備としては廃止し、当該グローブボックス内に残置するとの方針変更に関し、許可整合の観点から、その取扱いを審査部門に確認すること。
- ・今回の Pu-1 の使用設備の一部撤去解体工事に係る使用前確認申請の要否については、ガスクロマトグラフの取扱いに係る確認及び整理が完了したのち、改めて判断する。

○原子力機構から、了解した旨の回答があった。

6. その他

配付資料

- ・グローブボックスNo. 98の内装設備の撤去及び廃止

以上